

議会議案第一号

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

第一条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（昭和三十一年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額については、第三条第二項本文の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年石川県条例第五十一号）附則第三項の規定は、適用しない。

第二条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百四十、」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十、」を「百分の百四十五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

新過疎法の制定を求める意見書

過疎地域は我が国の国土の大半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市部へ食料・水・エネルギーを供給し、森林による地球温暖化の防止など、大きな役割を果たしている。

しかしながら、過疎地域では人口減少と少子・高齢化が急激に進み、集落が消滅の危機に瀕するなど、我が国の国土保全上、極めて深刻な状況に陥っている。

これまで4次にわたる過疎対策法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事業が行われてきた。過疎地域の果たす多面的・公益的機能に鑑み、引き続き過疎地域に対する総合的な支援を継続する必要がある。

よって、国におかれては、過疎対策を強力に推進するため、平成22年3月末で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」後の「新過疎法」を制定し、下記の施策が実施されることを強く要望する。

記

- 1 新過疎法の制定にあたっては、現行法の延長ではなく、過疎地域の果たす役割を評価し、新たな過疎対策の理念を明確にすること。
- 2 合併市町村のうち、合併前の旧市町村を過疎地域とみなす現行法の規定を堅持すること。
- 3 従来のハード整備に対する財政支援に加えて、医師確保や農業の多様な担い手育成、交流人口の拡大など、過疎地域の実情に応じたソフト面での施策に対する支援の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第3号

貧困根絶に向けた取り組みを求める意見書

我が国では、ワーキングプアと呼ばれる人々が1,000万人を超え、生活保護受給世帯が年間130万世帯になろうとしている。

さらに3万人を超える自殺者が11年連続で続いており、その原因のひとつに貧困があるとされている。

現代における貧困は社会問題であり、社会全体の責任で解決されるべきものである。

よって、国におかれては、貧困の実態を速やかに把握するとともに、貧困を解消することができるよう、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 教育を受ける機会平等の実現を図ること。
- 2 担税能力に応じた税負担の実現を図ること。
- 3 適正労働環境の実現を図ること。
- 4 消費者の生活や中小企業の存立を脅かさない適正金利の実現を図ること。
- 5 最低生活保障制度の確立と生活保護制度の適正運用の実現を図ること。
- 6 社会保障制度の充実を図ること。
- 7 民間団体との連携を強化し、実効性ある自殺防止対策を速やかに実施すること。
- 8 消費者保護行政を確立すること。
- 9 その他貧困解消のための諸施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣(消費者)		
内閣官房長官		

議会議案第4号

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌
ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（H i b =ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものである。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、ヒブや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能である。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種がされており、こうした国々では発症率が大幅に減少している。

日本では、世界から20年遅れてヒブワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっている。

こうしたなか、医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要である。

よって、国におかれては、細菌性髄膜炎の予防対策を図るため、下記の事項を早期に実行するよう強く要望する。

記

- 1 ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、ヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。
 - 2 ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

学業と両立できる就職活動の公的ルールづくりを求める意見書

県内の高校・大学就職内定率は非常に厳しく、ひどい就職難に襲われており、今や深刻な社会問題と言わざるを得ない。昨年来、景気悪化による雇用の深刻な事態も反映し、学生就職活動の開始時期は早期化・長期化している。就職活動の早期化や長期化は、学生の学ぶ時間を奪い、交通費など経済的な負担や精神的な負担も重くのしかかっている。学生にとっては、学ぶ権利が保障されないまま社会に放り出されることとなり、企業や社会にとっても大きな損失となっている。

このような背景の一つには、派遣社員など非正規社員への置き換えと雇用破壊が広がる一方、大手企業などは正規雇用を厳しく抑制し、昨年に比べ22万人も採用を減らしているからである。若者の就職難と失業増大が常態化し、さまざまな分野で若い世代の断絶が進めば、仕事や技術が受け継がれない状態を招き、産業や企業の存立基盤も揺るがし、日本社会の未来にかかわる大問題に発展する。

学業と就職活動が両立できるよう就職活動の早期化・長期化を改め、国と自治体が財界や労働界、大学などに強く働きかけて、以前あった就職協定より強力な採用のルールづくりをすすめるなど改善が必要である。

よって、国におかれては、教育・研究に打ち込める教育条件をつくり、就職活動の早期化・長期化を改めるため、大手企業には内定問題を含めた雇用確保の責任と実効性のある公的なルールをつくることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第6号

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に昭和56年に創設され、発電電力量に応じて算出される交付額は市町村合併前の市町村毎に450万円から5,000万円、最長交付期間は30年とされている。

本県においては、平成21年度現在、4市において30の水力発電施設が交付金の算定対象となっており、関係市では、その交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共用施設の整備、保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付金の対象となっている水力発電施設の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなり、平成23年度には、4市で13施設のみが対象施設となる見込みであるが、交付対象期間が終了し、算定対象外となる水力発電施設は、今後も恒久的に運転を継続するものであり、円滑な運転の継続に支障が生ずることが危惧されているところである。

豊富な水に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少ない発電施設として、これまで多くの電気を安定的に供給し、経済発展に寄与してきたこと、そして、その発展は、発電施設の建設に協力してきた地域によるものであることを十分認識すべきであると考えます。

よって、国におかれては、交付金の算定対象となる発電施設の交付対象期間を発電施設の運転終了までとするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われた。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は、平成21年10月から実施されているが、「訓練・生活支援給付」、「住宅手当」、「就職安定資金融資」及び「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念される。また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増している。すでに本県においては昨年度の申請件数が834件に達し、今後も増加し続けるものと考えられる。約6人に1人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「女性の貧困」、「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施態勢を確保すべきであるとする。

よって、国におかれては、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。
- 2 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

我が国の農山漁村は、安全・安心な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を有している。

しかしながら、こうした地域では、高齢化及び過疎化の進行により、担い手や就業機会の不足、生活基盤整備の遅れなどから、耕作放棄地が増大し、深刻さが増している。このまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、すべての国民にとって大きな損失が生じることが強く懸念されている。

よって、国におかれては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。
- 2 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。
- 3 木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進め、「美しい森林（もり）づくり」を展開するために必要な財源を確保すること。
- 4 今年度で期限が切れる離島漁業再生支援交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣
内閣官房長官

あて

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、「多重債務相談窓口の拡充」、「セーフティネット貸付の充実」、「ヤミ金融の撲滅」、「金融経済教育」を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、同法成立前には18万人を超えていた自己破産者数も昨年には13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

一方、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、中小企業者等の借入れが困難となっているため、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声の一部にあるが、仮に、これらを採用すれば、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、多重債務問題改善プログラムに位置付けられた相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実およびヤミ金融の撲滅などに着実に取り組むことである。

よって、国におかれては、多重債務問題の解決及び地方消費者行政の充実が喫緊の課題であることを踏まえ、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を本年12月までに早期完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。
- 3 利息制限法の制限利率を市場金利に見合った利率まで引き下げること。
- 4 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付を充実させること。
- 5 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
内閣府特命担当大臣(金融)		
内閣府特命担当大臣(消費者)		
国家公安委員会委員長		
内閣官房長官		

「国として直接地方の声を聞く仕組み」の保障を求める意見書

地方の声を国政に伝える上で、主権者の代表たる地方自治体の首長が、中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段である。

政府・与党では、「分権型陳情への改革」として窓口を民主党本部幹事長室に一元化した形式のシステムがつくられたところである。これに対しては、地方自治体から「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧の声が多くあがっている。原口一博総務大臣も記者会見で「地方自治体の長は選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があることはあってはならない」との趣旨の発言をしている。

本来、政治と行政の役割は、切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望等を、立法府を構成する政党が一元化して受けることで、事実上、行政への窓口を閉ざすことは、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国におかれては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

平成22年度予算の年内編成を求める意見書

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組み換えを明言している。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた事業をいくつも地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本の見直し」との方針を示した。同会議の結論どおり、平成22年度予算が編成されるのであれば、来年度の地方自治体予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

しかしながら、行政刷新会議が予算編成に対していかなる権限を持っているのか法的根拠もなく、閣僚からも仕分け作業に対する異論もあり、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかは、全く不透明である。

地方自治体は新政権の予算編成を受け、県民生活・地域経済に影響を与えないよう、速やかに平成22年度予算を編成しなければならない。しかし、現状では、政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よって、国におかれては、地方自治体が速やかに予算を編成できるよう、平成22年度予算を年内に着実に編成することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
内閣府特命担当大臣(行政刷新)		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第12号

地方における社会資本整備の促進を求める意見書

地方における社会資本整備は、県民生活や経済・社会活動を支える礎であり、「人」や「もの」の交流基盤の整備促進、農業などの食料生産基盤の充実、災害防止など、住民が安全・安心で、豊かな生活を営むために、必要不可欠なものである。

しかしながら、内閣府行政刷新会議の「事業仕分け」により、本来、充実されるべき地方の社会資本整備に係る事業の大幅な縮減や廃止がなされようとしている。本県においては、能登地域をはじめ社会資本整備が必要な地域が多く存在するため、都市部との格差がより一層広がることが懸念される。こうしたことから、地方を元気にし、活力を創出するためにも、真に必要な社会資本整備の充実を図る必要がある。

よって、国におかれては、地方における社会資本整備の促進にあたって、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方においては、都市部に比べ産業基盤、生活関連基盤等の社会資本整備が不十分であることから、全国一律の視点ではなく、地方の実情を踏まえた予算の配分を行うことによつて、安全・安心で快適な社会生活を望む住民の期待に応えること。また、食料生産を担う農林水産関係の基盤整備の促進を図ること。
- 2 本県の建設業は、全産業就業人口の約1割を雇用している基幹産業であり、長年にわたり地域の社会資本を整備し、雇用を支え、まさに地域に貢献してきたことから、その経営が成り立つよう公共投資にかかる事業量を確保すること。
- 3 建設業者は、地方自治体と災害協定を結ぶなど災害時における応急復旧や、除雪についても重要な役割を果たしている。しかし、零細規模の建設業者は、大幅な公共投資の減額によつて、雇用の維持や機械の保有すら困難な状況にある。今後、県民生活の安全・安心にも支障をきたすことから、その経営が成り立つよう適切な施策を講ずること。
- 4 内閣府行政刷新会議による「事業仕分け」が行われたが、その判断にあたっては、拙速を避け、地方の声に重きを置くこと。また、自治体の判断に任せるとされた事業についても、財源的な裏付けを明らかにすること。特に、廃止と仕分けされた農道の整備については、農産物の流通の基軸のみならず、地域に密着した生活道路としても必要不可欠なことから、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	
国土交通大臣	
内閣府特命担当大臣(行政刷新)	
内閣官房長官	

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書

政府は高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費6,000億円を、平成22年度予算概算要求のなかに盛り込んでいる。

しかしながら、鉄道、フェリー、バス業界などから「客離れが進む」との懸念が示されているところである。特に地域の公共交通を支えるバス業界にとっては、無料化による影響で経営が危うくなり、地域のバス交通網縮小につながる可能性が高く、また、鉄道の経営悪化を招く恐れもある。その結果、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出すことは明らかである。

政府が目指す無料化による経済活性化についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流出し、結果的に地域間格差の拡大を助長しかねず、地域経済の活性化にはつながらない。

また、地方の高速道路は建設途上にあり、原則無料化の結果、高速道路をはじめ地域にとって必要な道路整備事業の予算確保が困難になることは明らかである。

さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針との整合性に疑問があるだけでなく、高速道路を利用しない国民にも過去の高速道路建設の債務返済の負担を強いることとなり、高速道路の原則無料化には国民の6割以上が反対しているとの調査結果もある。

よって、国におかれては、高速道路原則無料化の方針を撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	

緊急経済対策の早期実施を求める意見書

地方では、9月議会までに、平成21年度第1次補正予算による経済対策の執行を前提とした補正予算を編成し、国からの交付・執行に備えていた。

しかしながら、政府が平成21年度補正予算から約3兆円の執行停止を決定したことにより、予算の減額補正を迫られ、その影響が直接かつ間接的に国民生活に及ぶことはもはや避けられない状況にある。

よって、国におかれては、来年4月までの間、平成21年度第1次補正予算の執行停止によって生じる約半年間の経済対策の空白を避けるためにも、早急に平成21年度第2次補正予算を編成し、緊急経済対策を早期に実行するよう強く要望する。

記

- 1 中小企業を支援する緊急保証制度等の十分な枠の確保など、景気を安定軌道に乗せるための施策の充実に取り組むこと。特に昨年10月末に実施された「緊急保証制度」のうち、元本返済猶予期間1年について、速やかに猶予期間を延長すること。
 - 2 「雇用調整助成金」制度を維持するための予算確保、「訓練・生活支援給付」の恒久化とともに、特に厳しい状況に見舞われている非正規労働者向けの対策、就職先が決まっていない来春の高校、大学の新卒者対策を行うこと。
 - 3 「エコポイント制度」について、手続きの簡略化や対象品目の拡大などを検討し、継続すること。
 - 4 学校施設への太陽光パネルの設置をはじめとしたエコ改修や耐震化、バリアフリー化など、社会資本ストックの保全事業を前倒し実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官

あて

食料供給力の向上と農林水産業の振興・発展のための対策
を求める意見書

現在、世界の食料需給は、人口増加と中国・インドなどの人口大国の経済発展等により需要が増加する一方、単収の伸びの鈍化、地球温暖化の進行などによる異常気象の頻発、砂漠化の進行や水資源の不足などにより供給は不安定化し、中長期的にひっ迫することが懸念されている。

このような農業をめぐる状況の中、特に、二千年以上に及ぶ歴史を持つ稲作は、我が国の食料供給力の根幹であり、また、転作作物の中心となる麦・大豆については、自給率向上に資し、水田農業を支える作物として定着しつつあり、将来に向けた食料供給力を確保する観点から、今後とも水田農業において農業者が十分な所得を確保し、意欲と展望を持って営農が継続できるよう支援することが不可欠である。

また、これまで国民の「食・住」を支えてきた農林水産業の発展のためには、担い手の育成はもちろん、地域の実情を反映しつつ、国からの持続性のある支援策が重要である。

よって、国におかれては、下記の事項を早急に対応されるよう強く要望する。

記

1 食料施策について

(1) 米戸別所得補償モデル事業について

補償対象となる農家や米価水準の基礎となる「標準的な生産に要する費用」は、全国一律とせず、地域の実情や経営規模を考慮した制度設計とすること。

(2) 水田利活用自給力向上事業について

食料自給率の向上など、国の施策に沿って転作の主力作物として作付けを推進してきた、麦や大豆等については、これまでの助成水準を維持するための必要な予算を確保すること。

2 平成22年度農林水産関係予算について

本県の農林水産業の発展、農山漁村の振興に支障をきたさないよう、平成22年度予算編成において必要な予算を確保すること。

特に、今般の行政刷新会議WGによる事業仕分けで廃止と判定された、「農道整備事業」や担い手育成に欠かせない「農業経営改善総合支援事業」については、その継続を強く望むものである。

3 日米F T A（自由貿易協定）について

日米F T Aが締結されれば、食料供給力と我が国の「食と農業」を支える人々の暮らしに打撃を与えるとともに、地域経済の安定、国土保全の観点からも大きな影響を与えることが懸念され、農業分野の取扱いには慎重を期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣(行政刷新)
内閣官房長官

あて

新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書

本年10月20日に行われた安全保障会議において、政府は新たな防衛計画の大綱の策定を平成22年まで先送りすることを決定した。鳩山由紀夫総理は北澤俊美防衛大臣の就任時に、新たな大綱を速やかに策定するよう指示を出したが、その後、方針を撤回した。現段階で、鳩山政権の安全保障に対する体系的な考え方は明らかになっていない。

現在の大綱は平成16年に策定されたものであり、それ以降、北朝鮮は核実験や弾道ミサイルの発射を行い、我が国の安全保障上、現実的な脅威となっている。さらに、中国では航空母艦の建造計画が進められるなど、北東アジアの安全保障環境は、現大綱が策定された平成16年から大きく変化し、我が国は早急な対応が求められている。

また、自然災害への対応や、有事における国民保護など、防衛省・自衛隊の活動は国民生活と密接に関係している。防衛省・自衛隊の円滑な運用と、地方自治体との有機的な連携のためにも新大綱の策定は急務である。

よって、国におかれては、新たな防衛計画の大綱策定を先送りする決定を撤回し、早急に新大綱と新たな中期防衛力整備計画を策定し、国防に対する新政権の考えを内外に発表することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		
防衛大臣		
内閣官房長官		

悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書

今般、川端達夫文部科学大臣は「全国学力・学習状況調査」について、来年度から「悉皆方式」から「抽出方式」に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額修正されている。さらには、政府の行政刷新会議が「全国学力・学習状況調査の実施」を「事業仕分け」の対象としたため、調査規模がさらに縮小される可能性が出てきており、都道府県や地域間の学力比較ができなくなり、地域間格差を是正する実効性が失われるおそれさえ生じている。

来年は3年前に小学6年生だった生徒が、中学3年生となり「全国学力・学習状況調査」に参加する。3年間の学習の成果を、定点観測により検証できる初めての機会であるにも関わらず、あえて「抽出方式」に切り替える合理的な理由がない。何よりも、保護者から、子供の相対的な学力を知ることができるので、「全国学力・学習状況調査」に参加したいという声が数多く聞かれる。

抽出調査の対象外であっても、設置者が希望すれば利用できる「希望利用方式」も併用するとのことであるが、その実施に関しては非常にあいまいであり、自治体における多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となった者と比べて、著しく不公平を生じることとなる。悉皆調査であるからこそ、子供一人ひとりの課題などが把握でき、高度な分析・検証に関する調査研究も可能となることから、悉皆調査として継続すべきである。

よって、国におかれては、世界最高水準の義務教育を実現するためにも、小6・中3の全児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査を継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
内閣府特命担当大臣(行政刷新)		
内閣官房長官		

永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する意見書

本年9月19日、民主党の小沢幹事長は、韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人など永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされ、懸念するところである。

参政権付与をめぐることは、民主党は2009年の政策集に「結党時の基本政策に「早期に実現する」と掲げており方針は引き続き維持する」と掲載しているが、党内には一部の反対者もあり、衆議院選挙マニフェストでは見送っている。

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。

なお、先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
内閣官房長官

あて